

平成13年10月29日

I 児童福祉施設等が設置する遊具で発生した事故調べ（概要）

1 調査の概要

（1）調査の目的

児童福祉施設等における遊具での事故防止を検討するため、都道府県・指定都市・中核市を通じて児童福祉施設等における過去5か年で1か月以上の加療が必要とされた受傷事故の状況を調査。

（2）調査対象

児童福祉法に規定する児童福祉施設等（具体的な施設種別は以下のとおり）。

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、保育所、へき地保育所、児童館、児童遊園、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設。

（3）調査期日

ア 児童福祉施設等が設置する遊具で発生した事故調べ

……………平成8年度～平成12年度の各年度

イ 箱型ブランコの設置状況……………平成13年4月1日現在

（4）調査の方法

各都道府県・指定都市・中核市に調査票を配布し調査。

2 調査の結果

（1）調査施設数（平成13年4月1日現在）

施設種別	施設数	施設種別	施設数	施設種別	施設数
児童養護施設	547	保育所	22,151	知的障害児通園施設	233
児童自立支援施設	57	へき地保育所	1,215	盲ろうあ児施設	31
母子生活支援施設	287	児童館	4,497	肢体不自由児施設	135
乳児院	115	児童遊園	4,975	重症心身障害児施設	108
情緒障害児短期治療施設	19	知的障害児施設	275		
総合計					34,645

（2）事故件数

ア 施設種類別の事故件数

施設種別毎に5年間の事故件数の2,613件を見ると、保育所2,319件、次いで児童館213件となっている。

(単位:件)

年度	保育所		児童館	児童遊園	その他		計	
	事故件数	在所者数	事故件数	事故件数	事故件数	在所者数	事故件数	在所者数
8	309	1,701,655	21	4	6	70,603	340	1,772,258
9	393	1,738,802	34	5	13	71,103	445	1,809,905
10	453	1,789,599	38	7	10	71,205	508	1,860,804
11	540	1,844,244	53	3	8	71,401	604	1,915,645
12	624	1,904,067	67	8	17	72,909	716	1,976,976
計	2,319	8,978,367	213	27	54	357,221	2,613	9,335,588

※ 「件数」は「1ヶ月以上の加療が必要」とされた受傷事故件数（以下の表において同じ）

※ 在所者数は各年10月1日現在である。「児童館」「児童遊園」は、利用施設であるため、在所者数という概念はない。

※ 「その他」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、知的障害児施設などをいう。

イ 遊具別の事故件数

遊具別の5年間の事故件数を見ると、「滑り台」が514件（19.7%）、「鉄棒・登り棒」が401件（15.3%）、「雲梯」が282件（10.8%）となっている。

(単位:件)

年度	滑り台	鉄棒・登り棒	雲梯	ブランコ	ジャングルジム	箱型ブランコ	太鼓橋	総合遊具	トランボリン	跳び箱・平均台	積み木	その他	計
8	76	41	38	40	28	20	11	9	6	5	3	63	340
9	100	66	43	42	31	29	16	18	7	8	6	79	445
10	103	81	49	54	25	35	21	20	13	10	6	91	508
11	104	92	67	49	41	34	31	26	20	9	4	127	604
12	131	121	85	54	43	28	28	28	22	17	6	153	716
計	514	401	282	239	168	146	107	101	68	49	25	513	2,613
構成比	19.7%	15.3%	10.8%	9.1%	6.4%	5.6%	4.1%	3.9%	2.6%	1.9%	1.0%	19.6%	100.0%

3 事故の内容

(1) 事故の原因

原因別の5年間の事故件数を見ると、滑り台やジャングルジムからの「転落」や鉄棒・登り棒・雲梯から手が離れて「落下」する事故が1,478件（56.6%）と半数以上を占め、「転倒」が346件（13.2%）、遊具と「衝突（接触・強打を含む）」が335件（12.8%）、遊具から飛び降りて負傷する「飛び降り」が272件（10.4%）と続いている。

箱型ブランコで踏み板と地面（床）やブランコと支柱に挟むなどの事故は92件（3.5%）であった。

(単位:件)

年度	転落・落下	転倒	衝突	飛び降り	挟む	その他	計
8	182	43	47	44	14	10	340
9	258	51	59	43	19	15	445
10	288	64	62	56	20	18	508
11	323	96	95	54	19	17	604
12	427	92	72	75	20	30	716
計	1,478	346	335	272	92	90	2,613
構成比	56.6%	13.2%	12.8%	10.4%	3.5%	3.4%	100.0%

(2) 年齢・性別

事故時の年齢を5年間の事故件数で見ると、4～6歳が1,849件(70.8%)、1～3歳が584件(22.3%)、7歳以上が180件(6.9%)となっている。

これを、各歳毎に見ると1歳49件(1.9%)、2歳133件(5.1%)、3歳402件(15.4%)、4歳584件(22.4%)、5歳814件(31.1%)、6歳305件(11.7%)、7歳以上180件(6.9%)となっている。

男女別の事故件数は、男子63.1%、女子36.9%となっており、男子が女子の約2倍となっている。

年度	1～3歳	4～6歳	7歳以上	計	(単位:件)		
	男子	女子	計				
8	93	234	13	340	214	126	340
9	90	325	30	445	283	162	445
10	115	363	30	508	326	182	508
11	137	422	45	604	372	232	604
12	149	505	62	716	453	263	716
計	584	1,849	180	2,613	1,648	965	2,613
構成比	22.3%	70.8%	6.9%	100.0%	63.1%	36.9%	100.0%

(3) 受傷内容

受傷内容では、5年間で3件の死亡事故があった他、骨折が1,926件(73.7%)、脱臼・挫傷・捻挫を含む「脱臼等」が126件(4.8%)となっている。

「その他」の主な受傷内容は、裂傷、挫創、硬膜下出血、靭帯損傷、腱断裂、内臓損傷、打撲、切断などがある。「死亡」の事例は、滑り台によるもの1件、箱ランクによるもの2件であった。(6頁を参照)

年度	死亡	骨折	脱臼等	その他	計	(単位:件)		
	男子	女子	計					
8	1	243	12	84	340			
9	-	323	22	100	445			
10	1	371	31	105	508			
11	-	438	33	133	604			
12	1	550	28	137	716			
計	3	1,925	126	559	2,613			
構成比	0.1%	73.7%	4.8%	21.4%	100.0%			

4 事故後の対応・改善策

事故後の対応・改善策を見ると、遊び方の指導をしたり使用時に職員が付き添うようにした「遊び方指導」が1,530件(58.6%)、箱ランクの踏み板と地面との隙間にマットを敷くなどの「遊具の改善」が292件(11.2%)、「遊具の撤去」が155件(5.9%)、「特に対応なし」が87件(3.3%)、「使用を禁止」が25件(1.0%)であった。また、回答がないものが460件(17.6%)あった。

年度	遊び方指導	遊具の改善	遊具の撤去	特に対応なし	使用を禁止	回答なし	その他	計	(単位:件)		
	男子	女子	計								
8	210	27	22	11	2	58	10	340			
9	236	68	29	9	3	95	5	445			
10	298	42	35	9	6	101	17	508			
11	342	80	34	26	8	99	15	604			
12	444	75	35	32	6	107	17	716			
計	1,530	292	155	87	25	460	64	2,613			
構成比	58.6%	11.2%	5.9%	3.3%	1.0%	17.6%	2.4%	100.0%			

II 児童福祉施設等が設置する箱型ブランコの事故状況（概要・再掲）

1 箱型ブランコの設置状況

平成13年4月1日現在の「箱型ブランコ」の設置状況を見ると、34,645か所の児童福祉施設等のうち6,199か所で設置（設置施設比率17.9%）しており、その台数は7,053台であった。

施設種別の設置台数を見ると保育所が4,426台、児童遊園が1,519台となっている。

		施設総数	設置施設数	設置台数	設置施設比率
総 数		34,645 か所	6,199 か所	7,053 台	17.9 %
再 掲	(保育所)	22,151	3,974	4,426	17.9
	(児童館)	4,497	190	205	4.2
	(児童遊園)	4,975	1,275	1,519	25.6
	(その他)	3,022	760	903	25.1

2 事故件数

箱型ブランコによる5年間の事故件数は146件であった。

これを施設種別毎に見ると、保育所126件、児童遊園8件、児童館2件であった。

「その他」の10件は児童養護施設5件、知的障害児通園施設2件、肢体不自由児施設2件、へき地保育所1件である。

年度	保育所		児童館	児童遊園	その他		計	
	事故件数	在所者数	事故件数	事故件数	事故件数	在所者数	事故件数	在所者数
8	18	1,701,655	-	2	-	70,603	20	1,772,258
9	24	1,738,802	1	1	3	71,103	29	1,809,905
10	28	1,789,599	-	2	5	71,205	35	1,860,804
11	32	1,844,244	1	-	1	71,401	34	1,915,645
12	24	1,904,067	-	3	1	72,909	28	1,976,976
計	126	8,978,367	2	8	10	357,221	146	9,335,588

※「その他」については、「児童福祉施設等における箱型ブランコ事故件数調べ」(8頁)を参照。

3 事故の内容

(1) 事故の原因

事故の原因を見ると、箱型ブランコの踏み板と地面に足や体を挟まれた事故や、ブランコと支柱の間に手や足を挟まれる事故が66件(45.2%)となっている。

(単位:件)

年度	転落・落下	転 倒	衝 突	飛び降り	挟 む	その他	計
8	2	1	4	1	11	1	20
9	7	2	5	-	13	2	29
10	7	2	7	2	13	4	35
11	1	4	11	1	15	2	34
12	5	2	4	1	14	2	28
計	22	11	31	5	66	11	146
構成比	15.1%	7.5%	21.2%	3.4%	45.2%	7.5%	100.0%

(2) 年齢・性別

受傷時の年齢を見ると、4歳児と5歳児はともに42件で、次いで3歳児が30件となっている。

また、性別を見ると男子75件、女子71件であった。

(単位:件)

年度	1~3歳	4~6歳	7歳以上	計	性別		計
					男子	女子	
8	5	14	1	20	9	11	20
9	6	22	1	29	17	12	29
10	11	19	5	35	19	16	35
11	11	21	2	34	14	20	34
12	4	21	3	28	16	12	28
計	37	97	12	146	75	71	146
構成比	25.3%	66.4%	8.2%	100.0%	51.4%	48.6%	100.0%

(3) 受傷内容

箱型ブランコによる死亡事故件数は2件であった。

1件は箱ブランコから落ちブランコと地面に頭を挟まれたもの、他の1件は大揺れを防止するために支柱に張られていたビニールロープが首に巻き付いたものであった。

受傷内容は「骨折」が101件(69.2%)と大半を占めた。

(単位:件)

年度	死 亡	骨 折	脱臼等	その 他	計
8	-	16	3	1	20
9	-	19	4	6	29
10	1	24	2	8	35
11	-	24	3	7	34
12	1	18	4	5	28
計	2	101	16	27	146
構成比	1.4%	69.2%	11.0%	18.5%	100.0%

4 事故後の対応・改善策

事故後の対応・改善策は、「遊び方指導」が56件(38.4%)、「遊具の撤去」が55件(37.7%)、「使用の禁止」23件(15.8%)、「遊具の改善」12件(8.2%)となっている。

(単位:件)

年度	遊び方指導	遊具の改善	遊具の撤去	使用を禁止	計
8	6	1	8	5	20
9	14	2	9	4	29
10	15	2	15	3	35
11	8	7	13	6	34
12	13	-	10	5	28
計	56	12	55	23	146
構成比	38.4%	8.2%	37.7%	15.8%	100.0%

**児童福祉施設等が設置する遊具で発生した事故の代表的な事故内容
(遊具別・原因別)**

【遊具別の事故内容】

- 滑り台———滑り台や階段の途中から転落。頭を下にして滑り降り地面と衝突。
滑り台を逆方向から駆け上りバランスを崩して転落。
- 鉄棒・登り棒—— 鉄棒や登り棒にぶら下がっていて手が離れ落下。
- 雲梯———雲梯にぶら下がっていて落下、雲梯の上に昇っていて転落
- ブランコ——— ブランコからの転落・落下。動いているブランコから飛び降りて転倒。
他の子どもが遊んでいるブランコと衝突。
- ジャングルジム—— ジャングルジムの上から飛び降り転倒し、足を骨折。
ジャングルジムにぶら下がっていて落下し、足を骨折。
- 箱型ブランコ—— 箱ブランコの外でブランコをこいでいたが、ブランコの勢いに付いていけなくなり転倒し、ブランコの踏み板と地面に頭や足挟まれる。
動いている箱ブランコから飛び降りようとして転倒し、踏み板と地面の間に挟まる。箱ブランコと支柱の間に足を挟まれる
- 太鼓橋———太鼓橋にぶら下がっていて落下。太鼓橋の上から転落。
- トランポリン———トランポリンでジャンプしていて床に落下したり外枠に強打。
- 跳び箱・平均台—— 跳び箱から転落。平均台から落下。平均台を運んでいて足に落とす。
- 積み木———大型積み木に乗っていて、足を踏み外し又は積み木が崩れて落下。

【原因別の事故内容】

- 転落・落下—— 滑り台の途中や滑り台の上り階段の途中、ジャングルジムの上等から転がり落ちる。ブランコの上から誤って転落。
鉄棒、登り棒、雲梯などにぶら下がっていて、手が離れ落下
- 転倒———遊具に乗っていてバランスを崩す、マットに足を引っかけ転倒など
- 衝突———動いている遊具と衝突・接触したり床や地面に強打
- 飛び降り——— ブランコ、鉄棒、登り棒、雲梯から自らの意志で飛び降りたが、着地に失敗
- 挟む———箱ブランコの踏み板と地面の間、遊具と支柱の間、遊具の固定部分等に挟まる

児童福祉施設等が設置する遊具で発生した事故調べ（死亡例抜粋）

No.	事故発生年月日	都道府県	施設種別	年齢	性別	遊具名	事故の原因・内容	対応・改善等
1	H 8 . 5	埼玉県	児童養護施設	4歳	女	滑り台	首にかけていたヒモが滑り台のボルトに絡む。	撤去
2	H 10 . 12	宮崎県	児童遊園	11歳	女	箱ランコ	下に落ち、ブランコに頭と体を挟まれた。	撤去
3	H 12 . 10	宮城県	児童遊園	8歳	女	安全ブランコ (丸型)	低年齢児の安全確保のため支柱と可動部を二重ロープで8か所結び、大搖れ対策を講じていたが、そのうちの1か所を解き遊んでいるうちにビニールロープが首に巻きつき死亡。	・類似遊具の一齊点検実施 ・安全マニュアル作成 ・マニュアルに基づく安全点検 励行及び安全な遊びの啓発 ・市の施設の“安全ブランコ”を全面撤去

文

写

雇児総発第49号
平成13年10月26日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課



児童福祉施設等に設置している遊具での事故の調査結果について

先般実施した標記調査について、別紙のとおり取りまとめましたので、管内児童福祉施設等及び市町村に対し、この調査結果を周知することにより一層の注意喚起を行うとともに、これまで発出されてきた別添通知に加えて、下記事項に留意し、必要な措置を講じるようご指導願います。

記

- 1 遊具について安全点検を行った結果、撤去すべき欠陥等が発見された場合の当該遊具の撤去。
- 2 児童が危険な遊び方をしないよう、必要に応じ施設等の職員が見守りをするよう指導。

○児童の事故防止等について

〔昭和47年7月11日 児発第442号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭
局長通知〕

標記については、従来から通知等により種々ご配意を煩わしてきたところであるが、最近、児童の遊び場等において事故の発生が多くみられ、また、これから学童が夏休みに向うこと等に鑑み、更に事故防止の強化を図る必要があるので、この際改めて、関係者の注意を促すとともに、下記事項にご留意のうえ、万全の措置を講ずるようお願いする。

記

第1 児童福祉関係機関、地域社会及び家庭との協力

対策の実施に当っては、児童福祉関係機関をはじめ、関係団体、地域社会及び家庭との密接な協力を必要とするので、特に次の諸点に留意すること。

- 1 児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、保健所、児童委員等の児童福祉機関がこの対策を推進することは勿論のこと、市町村、学校、警察署等の関係機関や社会福祉協議会等の関係団体とも十分に連絡協調を図るよう配意すること。
- 2 新聞、放送、その他報道機関に対して、この趣旨が一般社会及び家庭に十分理解されるよう協力をもとめること。
- 3 母親クラブ、親の会等の地域組織及び母子衛生地域組織を通じて、家庭の关心を高め、その協力を得るようにすること。

第2 児童の事故防止の重点

児童の事故防止については、特に次に掲げる事項を重点としてその推進をはかるよう留意すること。

1 児童遊園における遊具等による事故防止

最近、児童遊園において、遊具等による事故の発生がみられるので、児童厚生員、児童委員等が中心となり母親クラブ、親の会等の地域組織及び関係団体の協力を得て、遊具等の安全点検を計画的に、かつ、厳密に実施するとともに、必要な措置を講ずること。

この場合においては、特に次の事項に留意する必要があること。

- (1) 遊具の破損箇所の有無を詳細に点検し、破損箇所については、速やかにその改修を行なう等の措置を講ずること。
- (2) 遊具は、その機能や安全の面からみて最も適した位置に設置されているかどうかを確認するとともに、その設置場所に遊びの障害となる物等が混在しないようにすること。
- (3) 囲障、ブランコ等の安全柵の破損状態等を点検し、必要に応じ、その改修を図ること。
- (4) その他すべり台の摩擦による損耗及び砂場の砂の消耗状態等を確かめ、必要に応じその整備を図ること。

2 交通事故の防止

児童の交通事故の防止については、最近とくに幼児の交通事故死が多くなっている現状にかんがみ、すでにご承知のとおり、本年4月の中央交通安全対策会議の決定に基づき幼児の交通安全対策についてこれが実施方法等につき検討が加えられつつある

ところであるが、この趣旨に即し交通安全対策主管部局と緊密な連絡をとり、特に次の事項に留意されたいこと。

- (1) 母親クラブ、親の会等の地域組織においては、児童と保護者、特に母親を対象として、交通安全に関する講習会を開催する等の方法により、児童の交通安全の確保につとめること。
- (2) 地域組織においては、交通安全運動の期間その他適当な機会をとらえ、関係機関、団体等と協力して、通学通園路の一斉点検活動を実施すること。
- (3) 各家庭に対し、戸外における児童の行動を見守り、児童を不用意に交通の危険にさらすことのないよう細心の注意を払うことの必要性を強調するため、有効な広報活動を展開すること。

3 水の事故防止その他

児童の事故による死亡においては、交通事故とともに水の事故による死亡が多くみられ、特に夏季は、児童が水に親しむ時期でもあるので更に次の点に留意し、活動の推進を図ること。

- (1) 市町村ごとに関係者の意見を徴し、児童の水遊びに適当な場所を指定すること。
- (2) 河川、ため池等の特に危険な場所については、柵、縄張り、立札等を設け、児童が近寄らないよう周知徹底させること。
- (3) 関係団体、有志指導者等に委嘱して、児童の水遊びの指導、特に心臓麻痺等の防止のための指導を行なうとともに、水遊び時等においては安全監視の体制の強化につとめること。
- (4) その他、夏季に児童が多く使用する花火、引火性、爆発性玩具等については、その使用規則、取り扱い方法等について、十分安全がはかられるよう指導すること。

第3 児童の健康増進および疾病予防

児童は、家庭および地域社会の健康水準や集団生活のあり方の影響を強くうけるものであり、特に夏季においては、赤痢や食中毒等の消化器系疾患をおこす機会も増加するので、常に児童の疾病予防につとめるほか、さらに積極的に健康増進をはかるための対策を保健所及び市町村において実施すること。

1 一般保健について

- (1) 日常の家庭生活においては、規則正しい生活をさせるとともに常に児童の健康状態に細心の注意をはらい、疾病、特に伝染病を早期に発見し、速やかに適切な処置をとれるよう指導すること。
- (2) 児童にふさわしい栄養的につりあいのとれた食品構成の食事、よい食習慣等について指導すること。

2 疾病予防について

- (1) 児童およびその保護者に対し、夏季に多い赤痢、食中毒等の発生を予防するための知識についてその普及徹底を図ること。
- (2) 登山、キャンピング、海水浴等の活動を地域の児童のグループ単位に行なう際には、なるべく医師、看護婦等が附添うようにし、また、病気や事故の発生に対する措置が速やかにとれるよう事前の準備についても指導すること。

(3) 児童の集団活動等において

食事を供する際には、とくに調理者の健康状態に十分注意するとともに食品及び飲料水の衛生保持についても十分留意すること。

○児童の事故防止について

〔昭和48年7月18日 児発第561号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省児童家庭
局長通知〕

標記については、従来から種々ご配意を煩らわしてきているところであるが、これから学童が夏休みに入り、家庭や地域等における遊びの機会が多くなること等にかんがみ、さらに児童の事故防止の徹底をはかる必要があるので、特に下記事項につき十分ご留意のうえ、万全の措置を講ぜられたい。

記

1 遊び場における事故防止について

最近、児童厚生施設等児童の遊び場において遊具等による事故の発生がみられるので、次により安全点検の実施、遊びの指導の強化等により事故防止をはかられたいこと。

(1) 昭和47年7月11日児発第442号本職通知「児童の事故防止等について」(以下「児童の事故防止等について」という。)による安全点検等を行なうこと。

なお、この場合必要に応じて、安全点検班を組織する等効果的に行なうようすること。

(2) 児童が遊具を使用する状態からみて、遊具の機能が児童にとって不適当であり、事故発生のおそれがあると判断されるものを発見した場合においては、必要に応じて学識経験者の意見を徵し、その遊具の機能の改善をはかるか、または使用を一時停止する等応急の措置を講ずること。

(3) 最近、大型の総合的な施設において、開拓的大規模の遊具が設置されているもののがみられるが、地方公共団体がそれらの遊具を設置する場合においては、その形態、材質、構造および機能等について、十分に安全性が確保されるよう、学識経験者の意見を徵する等慎重に対処すること。

また、児童の使用に際しては、その機能、使用方法等について、児童に十分理解できるように配意するとともに、児童厚生員等による指導の強化をはかること。

2 交通事故の防止について

児童の交通事故の防止については、「児童の事故防止等について」による事故防止策を講ずるほか、保育所、児童館等の職員に対し、「幼児交通安全教本」(昭和48年5月5日中央交通安全対策会議において制定)を参考とする等の方法により交通安全教育に関する研修等を行なうこと。

3 水の事故防止について

児童の事故による死亡については、交通事故とともに、水の事故による死亡が多くみられる。

特に夏季を迎えて、「児童の事故防止等について」により、その対策の一層の推進を図ること。